

[事案 30-219] 入院一時給付金支払請求

・令和元年 10 月 17 日 和解成立

<事案の概要>

転換時の募集人の誤説明を理由に、入院一時給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 10 月、平成 30 年 1 月および同年 4 月に入院したので、平成 28 年 6 月に契約した医療保険（平成 22 年 4 月に契約した医療保険からの契約転換により成立）にもとづき給付金を請求したところ、入院給付金、手術給付金および平成 29 年 10 月入院分の入院一時給付金は支払われたが、平成 30 年 1 月および 4 月入院分の入院一時給付金については、前回の入院から 180 日以内の入院であることを理由に支払われなかった。しかし、転換時、入院一時給付金について、募集人からは「いつでも、何度でも、入院ごとに支払う」旨の説明があったことから、①平成 29 年 10 月および平成 30 年 1 月の入院理由とは別の理由である平成 30 年 4 月の入院分の入院一時給付金の支払い（請求①）、もしくは転換後契約を無効として転換前契約の復活（請求②）、もしくは転換後契約の契約日に遡っての解約（請求③）をしてほしい。

<保険会社の主張>

請求①は、約款に定める 1 日以上「入院」を 2 回以上したときには、それぞれの入院の直接の原因が同一か否かにかかわらず、1 回の入院とみなすことから、申立人の請求に応じることはできない。しかし、請求②は、入院一時給付金の支払いについて、募集人は「入院のたびに何度でも」支払う旨説明したが、実際には 30 回という支払限度があり、誤説明であることから、申立人の請求に応じる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。